

## ホール等の使用料

☆ 使用料は使用許可書の交付と同時に納めてください

(単位:円)

種 別		基本料金	冷房暖房料金	
使用場所	使用時間			
ホー ル	平 日	午前	12,900	6,400
		午後	17,200	8,600
		夜間	17,200	8,600
		全日	40,200	20,000
	平 日 以 外	午前	16,800	6,400
		午後	22,400	8,600
		夜間	22,400	8,600
		全日	52,300	20,000
楽 屋 1	午前	600	300	
	午後	800	400	
	夜間	800	400	
	全日	1,800	900	
楽 屋 2・3	午前	300	300	
	午後	400	400	
	夜間	400	400	
	全日	900	900	
ア ト リ ウ ム	午前	3,700	1,800	
	午後	5,000	2,500	
	夜間	5,000	2,500	
	全日	11,600	5,700	
ギャ ラ リー 1階	午前	3,400	1,700	
	午後	4,600	2,300	
	夜間	4,600	2,300	
	全日	10,700	5,300	
ギャ ラ リー 2階	午前	2,300	1,100	
	午後	3,100	1,500	
	夜間	3,100	1,500	
	全日	7,200	3,400	
リハーサル室	1時間当たり 使用料	600	250	
講座室	1時間当たり 使用料	250	200	
カルチャールーム(大)	1時間当たり 使用料	350	300	
カルチャールーム(中)	1時間当たり 使用料	250	200	
カルチャールーム(小)	1時間当たり 使用料	200	150	
ワークルーム	1時間当たり 使用料	200	150	
シャワー室	1日当たり 使用料	300	-	

## 備 考

- 午前とは9時から12時まで、午後とは13時から17時まで、夜間とは18時から22時まで。
- 講座室、リハーサル室、カルチャールーム(大・中・小)及びワークルーム以外の施設の利用において、利用時間に満たない場合であっても、利用時間の区分ごとの使用料とする。
- 講座室、リハーサル室、カルチャールーム(大・中・小)及びワークルーム以外の施設の利用において、あらかじめ許可された利用時間を超えて利用する場合の超過分の使用料は、超過した利用時間の区分ごとの1時間当たりの額に超過した利用時間を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算する。
- 講座室、リハーサル室、カルチャールーム(大・中・小)及びワークルームの利用において、1回の利用時間に1時間に満たない時間があるときは、30分以内の時間はこれを切り捨て、30分を超える時間は1時間とみなす。
- 次に掲げる利用における基本使用料は、次の割合を乗じた額とする。  
 (1) 営利を目的とせず、入場料を徴収するもの  
 ア 入場料の1人当たりの徴収額の最高額が2,000円以下の場合 1. 1倍  
 イ 入場料の1人当たりの徴収額の最高額が2,000円を超える場合 1. 3倍  
 (2) 営利を目的とするもの 3倍  
 『営利』とは、営利を目的とする映画、演劇、演奏、演芸及びこれらに類似するものの利用の場合または、商品の宣伝若しくは販売での利用の場合をいう。
- 本番に準ずる準備又は練習のために大ホールを利用する場合の使用料は、基本使用料の50パーセントの額とする。
- 練習のため大ホールのうちステージだけを利用する場合の使用料は、この表の規定にかかわらず、利用時間1時間につき1,000円とする。この場合において、1回の利用時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算する。
- 『平日以外』とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 冷房暖房料は、冷房設備又は暖房設備を利用する場合に徴収する。
- その他必要な事項は、その都度市長が別に定める。

# 付属設備使用料

(単位:円)

設備・備品名		単位	金額
舞 台 設 備	所作台	一式	3,000
	所作台(花道用)	一式	1,000
	机	1台	100
	椅子	1脚	50
	白布(クリーニング代含まず)	1枚	200
	松羽目	一式	1,000
	平台	1台	100
	箱足	1個	50
	開き足	1脚	50
	人形立	1本	50
	金屏風	1双	1,000
	鳥ノ子屏風	1双	1,000
	めくり台	1台	100
	雪カゴ	一式	500
	上敷	1巻	200
	ひも <sup>せん</sup> 緋毛氈	1枚	100
	長座布団	1枚	200
	紗幕(白・黒)	1張	1,000
	地がすり(黒・グレー 各2枚)	1枚	1,000
	高座用座布団(紫・赤)	1枚	200
音 響 装 置	演台	一式	300
	司会者台	1台	200
	指揮者台	1台	100
	譜面台	1台	50
	舞台用階段	1台	200
	音響反射板	一式	3,000
	バレエ用シート	1枚	1,000
	ミラーボール	1台	1,000
	能舞台	1式	10,000
	拡声装置	一式	2,000
	ステージスピーカー	一組	500
	三点づりマイク装置 (コンデンサステレオマイク付き)	一式	1,000
	ダイナミックマイクロホン	1本	200
	コンデンサマイクロホン	1本	500
ポータブルスピーカーワイヤレス	一式	300	
ワイヤレスマイク	1本	500	
マイクスタンド	1本	100	
CDデッキ	1台	500	
CDデッキ	1台	500	
DATデッキ	1台	500	
カセットデッキ	1台	500	
MDデッキ	1台	500	

設備・備品名		単位	金額
照 明 設 備	フットライト	一式	500
	花道フットライト	一式	500
	ローホリゾンライト	一式	1,000
	第1ボーダーライト	一列	1,000
	第2ボーダーライト	一列	1,000
	第1サスペンションライト	一式	1,000
	第2サスペンションライト	一式	1,000
	第3サスペンションライト	一式	1,000
	アッパーホリゾンライト	一式	1,000
	トーマタルライト	一式	1,000
	シーリングスポットライト	一式	1,000
	クセノンピンスポットライト	一台	1,000
	フロントサイドスポットライト	一式	1,000
	スポットライト	1台	200
	フォロースポットライト	1台	500
	エフェクトマシン	一式	1,000
	スモークマシン	一式	1,000
楽 器 等	ピアノ(ドイツスタインウェイ)	1台	4,000
	ピアノ(ヤマハC1セミコン)	1台	1,000
	エレクトーン	1台	500
	カラオケセット	一式	1,000
	展示用パネル	1枚	50
	カラオケDVDプレーヤー	1台	1,000
	ビデオデッキ	1台	500
	DVDデッキ	1台	500
	OHP	一式	500
	ホール用プロジェクター	1台	1,000
	スライドプロジェクター	一式	500
液晶ビデオプロジェクター	一式	500	
コンセント(1個口)	一個	100	
持込 設備	照明機器	1Kw	200
	拡声装置機器	一式	2,500

## 備 考

- 1 使用料は、利用許可を受けた利用時間を1回とする。ただし、2日以上にわたる場合は、1日を1回とする。
- 2 練習のため、ピアノを1時間単位で利用する場合の使用料は、スタインウェイ1,300円とする。この場合、利用時間が1時間未満であっても1時間とみなして計算する。
- 3 特別な設備をするために会館の電気・ガス・水道を消費するときは、その実費相当額を徴収する。
- 4 照明設備には、色フィルターは含まない。
- 5 その他必要な事項は、その都度市長が別に定める。